

令和2年度三重県歳入歳出決算審査意見書

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

概要説明

令和3年11月

三重県監査委員

令和2年度三重県歳入歳出決算審査意見書 概要説明

令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る10月22日付で、知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

第1 審査の概要（意見書 1頁）

1 審査の対象（意見書 1頁）

審査の対象は、令和2年度の一般会計及び11の特別会計です。

2 審査の着眼点及び実施内容（意見書 1頁）

知事から審査に付された決算書及び関係書類について、

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか
- ③ 会計経理事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか
- ④ 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

などを重点に、関係諸帳票、証拠書類などと照合精査するとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果も参考に、慎重に審査を行いました。

第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行（意見書 2頁）

歳入歳出決算は、関係諸帳票をはじめ、その他証拠書類などと照合し、審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であると認められました。

また、財務に関する事務の執行についても、意見書で留意又は改善を要するとしたものを除き、概ね適正に処理されているものと認められました。

2 決算の状況（意見書 2 頁）

(1) 決算規模及び収支状況（意見書 2 頁）

令和2年度の一般会計の決算の状況については、形式収支、実質収支及び単年度収支はいずれも黒字となっていますが、実質単年度収支は赤字となっています。

また、特別会計の決算の状況については、形式収支、実質収支及び単年度収支は、いずれも黒字となっています。

(2) 歳入歳出決算額の前年度比較（意見書 4 頁）

歳入面では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増などにより国庫支出金が増加し、土木債の増などにより県債が増加し、全国的な地方消費税収の増により地方消費税清算金が増加したほか、地方交付税が増加しています。

一方、地方法人特別譲与税の減などにより地方譲与税が減少し、法人県民税及び法人事業税の減などにより県税収入が減少しています。

歳出面では、公衆衛生費の増などにより衛生費が増加し、地方消費税清算金の増などにより諸支出金が増加し、河川海岸費の増などにより土木費が増加し、社会福祉費の増などにより民生費が増加しています。

一方、元利償還金の減などにより公債費が減少しています。

公債費の大きさを財政規模に対する割合で示す指標である実質公債費比率は、12.7%であり、前年度に比べて0.7ポイント減少しています。財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、96.3%であり、前年度に比べて0.5ポイント増加しています。

3 審査の意見（意見書 6頁）

（1）行財政運営全般（意見書 6頁）

令和2年度から、「第三次三重県行財政改革取組」に取り組んでいますが、引き続き、県税収入の確保や未利用財産の売却・活用等の多様な歳入確保を図るとともに、公債費や社会保障関係経費などの経常的な支出の抑制、A I や R P A の活用等による業務改善の推進、事務事業の積極的な見直し、廃止や統合を含めた施設のあり方の見直しによる維持管理費の抑制等を図ることにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたいと意見しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が行財政運営に与える影響にも十分に留意し、県民の命と暮らしを守るための医療提供体制等の整備をはじめ、中小企業・小規模企業の事業継続への支援及び雇用の維持等に向け、国の交付金等を活用するなどにより必要な財源確保に努め、迅速かつ効果的な対策を実施されたいと意見しています。

※以後の説明では、金額は四捨五入のうえ、万円単位で表記しています。

(2) 予算執行等（意見書 7 頁）

「ア 収入関係」の「(ア) 県税」（意見書 7 頁）について、県税の収入済額は、2,516 億 8,721 万円となっており、徴収率は 97.9% と前年度に比べて 0.8 ポイント減少しています。

県税の収入未済額は、51 億 1,018 万円となり、前年度より 20 億 1,774 万円増加しています。なお、新型コロナウイルス感染症にかかる特例の徴収猶予額を除くと、収入未済額は約 28 億 5,100 万円となっています。収入未済額のうち、個人県民税は、22 億 8,506 万円で、県税全体の収入未済額の 44.7% を占めています。

個人県民税については、特別徴収義務者の指定の徹底に向けて取り組んだところ、特別徴収の割合は 89.4% となっていますが、県税全体の収入未済額に占める割合が大きいことなどから、市町及び関係機関との連携を強化し、税収確保に努められたいと意見しています。

また、県税収入の確保のためには、未収金対策とともに、公平・適正な課税に向けた取組が重要となることから、継続的な課税調査を実施し、主要な自主財源である県税収入の確保に努められたいと意見しています。

「(イ) 県税以外の収入」の「a 財源確保策」（意見書 9 頁）について、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき多様な財源確保策により歳入の確保を図ってきましたが、厳しい財政状況は続いているので、引き続き、あらゆる財源確保策について検討し、可能な取組から進められたいと意見しています。

「b 収入未済」（意見書 9 頁）について、一般会計の収入未済総額のうち、県税を除く収入未済額は 68 億 8,205 万円で、前年度より 4 億 2,205 万円増加しています。

これは、産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用の収入未済額が、前年度より 4 億 4,909 万円増加したことなどによるものです。

毎年度定める債権処理計画の目標達成に向け、債権管理事務及び進捗管理を適切に行い、着実な収入未済額の縮減及び発生抑制に努められたいと意見しています。

「(iv) 不納欠損」（意見書 10 頁）について、一般会計の不納欠損額は、2 億 805 万円で、前年度より 2,656 万円増加しており、また、特別会計の不納欠損額は、971 万円で、前年度より 474 万円増加しています。

不納欠損については、回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、引き続き、債権処理計画の進捗管理及び日常の債権管理を適切に行われたいと意見しています。

「(I) 県債」（意見書 11 頁）について、一般会計の県債発行額は、1,351 億 5,400 万円で、前年度より 162 億 9,500 万円増加していますが、歳入に対する県債の依存度は 15.7% と、前年度に比べて 0.6 ポイント減少しています。

また、特別会計の県債発行額は、319 億 8,200 万円で、前年度より 393 億 3,771 万円減少しています。

令和2年度末における一般会計と特別会計を合わせた残高は、元年度末から133億2,823万円減少し、1兆4,537億1,734万円となっています。

今後も、持続可能な財政運営の見通しのもと、将来世代に負担を先送りすることのないよう、県債残高を減少させる取組を進め、財政の健全化に努められたいと意見しています。

「イ 支出関係」の「(ア) 予算の不用」(意見書 13頁)について、一般会計の不用額は、231億435万円で、前年度より169億219万円増加し、特別会計の不用額は、23億4,201万円で、前年度より22億9,668万円減少しています。一般会計と特別会計を合わせた不用額は、254億4,637万円となっています。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策というやむを得ない事情もありましたが、所要経費の見積りや事業の進捗状況を可能な限り的確に把握して予算計上されたいと意見しています。

「(イ) 予算の繰越」(意見書 14頁)について、一般会計の令和3年度への繰越額は、677億3,374万円で、前年度より202億6,516万円増加し、特別会計の繰越額は、3億2,893万円で、前年度より23億8,242万円減少しています。一般会計と特別会計を合わせた繰越額は、680億6,267万円となっています。

予算の繰越については、やむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了するよう、計画的、効率的な執行に努められたいと意見しています。

「(ウ) 公債費負担」(意見書 16 頁)について、一般会計の公債費は、1,110 億 7,161 万円で、前年度より 12 億 2,298 万円減少しています。

公債費は、今後も高い水準で推移することが見込まれるので、その適切な管理について徹底されたいと意見しています。

「ウ 県有財産の管理等」のうち、「(ア) 公有財産・物品」の「a 未利用地」(意見書 17 頁)について、令和 2 年度の県有財産の未利用地の売却実績は、4 億 6,310 万円でした。未利用地面積としては、旧小児診療センターあすなろ学園の減などにより、前年度に比べて 4 万 1,850 平方メートル減少し、2 年度末現在で、14 万 2,436 平方メートルとなっています。

今後も、これまでの取組を生かしつつ、未利用県有財産の積極的な売却と有効活用に努められたいと意見しています。

「b 金品亡失(損傷)」(意見書 17 頁)について、金品亡失等の発生件数は、令和 2 年度は 141 件と、前年度に比べて 45 件減少しています。

引き続き、職員や各所属に対して更なる注意喚起や交通安全意識を徹底するとともに、金品亡失等の減少につながる有効な対策を図られたいと意見しています。

「c 財産管理等」(意見書 18 頁)について、道路の管理瑕疵の事例や公有財産の貸付等に係る事務手続きの不備がありましたので、適切に処理されたいと意見しています。

なお、物品の利活用についても、引き続き「みえ物品利活用方針」に基づき、高額物品をはじめ、物品全般の適切な取得・利活用に努められたいと意見しています。

「(イ) 資金の運用」(意見書 18 頁)について、令和 2 年度の資金運用状況は、歳計現金について、運用資金量は増加しましたが、平均運用利回りが低下し、運用益は前年度より 27.7% 減少しました。

また、基金についても、運用資金量は増加しましたが、平均運用利回りが低下し、運用益は前年度より 6.1% 減少しています。

厳しい財政状況の中、令和元年度に引き続き、2 年度から始まった市場公募債の償還に対応し、資金流動性の確保を優先した短期・中期での債権等の効率的な運用を図っています。

今後も、正確に資金の需給を把握し、運用益を確保するとともに、安全かつ効率的な資金運用を行わみたいと意見しています。

「(ウ) 基金」(意見書 19 頁)について、令和 2 年度末の基金残高は、688 億 6,978 万円で、前年度末に比べて 66 億 6,122 万円増加しています。これは、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金や新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金の増などによるものです。

今後も、財産の効率的・効果的な活用の観点から、各基金の設置目的や資金需要を踏まえ、その都度必要な見直しを行わみたいと意見しています。

「(I) 財務事務」(意見書 21 頁)について、収入事務において、誤調定による歳入戻出等があり、また、支出事務において、入札公告や資金前渡払いの事務手続きの誤り、支払先誤りや二重払い等による歳出戻入等がありました。

財務事務については、内部統制制度が令和 2 年度から導入されたことから、会計規則等関係法規に基づき適切な事務処理が行われるよう日常的モニタリングの強化に努めるとともに、各職員に法令遵守の徹底を図られたいと意見しています。

歳入歳出決算審査意見書の概要説明は、以上です。

令和2年度決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

概要説明

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、去る10月22日付けで、知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

第1 審査の概要（意見書 1頁）

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の証拠書類等と照合し、確認を行いました。

第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されており、また、いずれの会計においても資金不足は発生していないものと認められたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和2年度三重県歳入歳出決算審査意見書並びに令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。